

のれんの減損会計基準の適用実態

— 開示情報に基づく調査 —

Application of Goodwill Impairment Accounting Standards

— A Research Based on Disclosed Information —

島田 奈美*

Nami Shimada

本稿は、日本企業におけるのれんに係る会計基準の適用実態を把握し、基準が求める適用状態と実務が乖離する部分を発見することを目的としている。日本企業をIFRS適用企業と日本基準適用企業に分け、各基準における減損処理のプロセスから減損認識・測定に影響を与える部分を明らかにした。その点に関する規定と企業が開示する情報を比較した結果、基準を遵守しない企業が存在することが明らかとなった。

キーワード：のれん、減損会計基準、減損損失

I. はじめに

企業結合により生じたのれんの会計処理について、国際会計基準審議会（以下、IASB）が国際財務報告基準（以下、IFRS）第3号「企業結合」¹⁾ においてのれんの会計処理を減損処理に統一して以来、我が国の対応について議論がなされてきた。日本基準では原則として20年以内の規則的償却を求め、減損の兆候が認められる場合に減損手続きが求められている。2014年9月に企業会計基準委員会（以下、ASBJ）がディスカッション・ペーパー²⁾ を発行し、のれんの減損手続きの不備を指摘した上で、世界に償却処理の再導入を提案している。

このルールの違いにより、適用する会計基準により、のれんの減損判定やのれんの費用化される金額に差が生じてくる。差が生じる原因となるポイントについて、次章以降計算例を用いて説明する。「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、連結財務諸表規則）が改訂され、一定の条件を満たす企業について2010年からIFRSの適用が認められ、現時点で実際に適用している企業が20社以上存在する³⁾。

本稿では、日本企業をIFRS適用企業と日本基準適用企業に分け、各基準に基づき企業が作成・公表する会計情報から、各基準が求める会計処理・開示と実務の差を明らかにする。手順として

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1

は、のれんの減損処理に係る会計基準について計算例を用いて説明し、のれんの減損判定、測定される会計数値に影響を与えるポイントを明らかにする。次に、そのポイントに基づいて企業が公表する会計情報を分析し、各会計基準の適用実態を明らかにしていく。

次の章では、IFRS におけるのれんの減損手処理に係る規定の説明と論点の整理を行う。

II. IFRS による「のれん」の減損

1. のれん減損処理に係る規定

国際会計基準第 36 号「資産の減損」⁴⁾ (以下、IAS36) では、のれんの減損について次のように規定されている。

・資金生成単位へののれんの配分 (IAS36 para.80)

減損テストの目的上、企業結合より取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又は資金生成単位のグループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しなければならない。

のれんが配分される資金生成単位または資金生成単位のグループは次のようなものでなければならない。

- (a) のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位を示している、かつ
- (b) 集約前における IFRS 第 8 号「事業セグメント」⁵⁾ 第 5 項で定義された事業セグメント⁶⁾ よりも大きくない。

IFRS 第 3 号は企業結合で生じたのれんは、企業結合で取得した個別に識別されず独立して認識されない資産から生じる将来の経済的便益を表す資産であると定義し、他の資産又は資産グループから独立してキャッシュ・フローを生み出すのではなく、複数の資金生成単位のキャッシュ・フローに貢献するものであるとしている。よって、客観的かつ合理的に各資金生成単位にのれんを配分できず、資金生成単位のグループに配分せざるを得ない場合があり、結果としてそのグループの設定に恣意性が入る余地がある。

・減損テスト (IAS36 para90)

のれんに配分されている資金生成単位又はそのグループについては毎年、さらに減損の兆候がある場合にはいつでも、のれんを含む当該単位の帳簿価額と回収可能価額との比較により減損テストを行わなければならない。当該単位の回収可能価額が帳簿価額を上回っている場合には、当該単位とそれに配分されたのれんは減損していないものとみなす。当該単位の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、第 104 項に従って減損損失を認識しなければならない。

・減損損失の認識 (IAS36 para104)

減損損失は、次の順序に従って当該単位 (又はそのグループ) の帳簿価額を減額するように配分しなくてはならない。

- (a) 当該資金生成単位（又はそのグループ）に分配されたのれんの帳簿価額を減額する。
- (b) 当該単位内の各資産の帳簿価額にもとづいた比例按分によって、のれん以外の資産に配分する。

IAS36の規定によると、認識された減損損失はまずのれんに配分し、残りをそれ以外の資産に配分することになる。これは、減損損失は最も主観的な価値を有する資産に優先して配分すべきであり、のれんはがこの範疇に入ると考えられたためである（IAS36 BCZ179）。

以上の規定にもとづき、IAS36におけるのれんの減損プロセスを示すと図1のようになる。

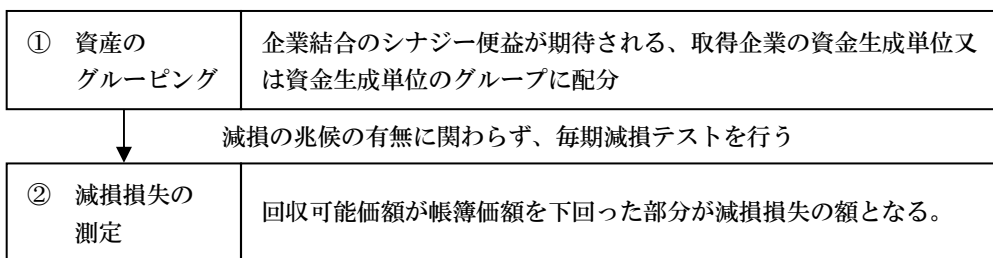


図 1. IAS36 におけるのれんの減損プロセス（筆者作成）

以上で示したのれんの減損処理のプロセスを、計算例で確認する。

2. IAS36 に基づく のれんの減損処理（計算例）

設例 1：企業結合により事業 I が 860 で取得（100%取得）され、のれん（帳簿価額 160）が認識

表 1. のれんの減損手続き

	資金生成単位 A	資金生成単位 B	事業 I の のれん	事業合計
(1) 帳簿価額	400	300	160	860
(2) のれんの配分	100	60	—	160
(3) 配分後帳簿価額	500	360	—	860
(4) 回収可能価額	600	150	—	—
(5) 減損の認識	しない	する	—	—
(6) 減損測定額	—	210	—	210
(7) のれんに配分 される減損損失	—	—	▲160	—
(8) 資金生成単位に配分 される減損損失	—	▲50	—	—
(9) 減損処理後の 帳簿価額	600	250	—	—

出所：筆者作成

されている。事業 I には関連する資金生成単位 A と資金生成単位 B があり、それぞれの帳簿価額が 400 と 300 である。また回収可能価額は 600 と 150 であった。のれんの配分額はそれぞれ 100 と 60 とする。

a. 資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額の減額

各資金生成単位にのれんの帳簿価額を配分し、回収可能価額と比較した結果、資金生成単位 A は減損損失を認識せず、資金生成単位 B が減損損失を認識することになり、その測定額は 210 となった。この減損損失額について、まずのれんに配分してのれんの帳簿価額から減額し、その結果ののれんの残高は 0 となった⁷⁾。

b. 資金生成単位に配分される減損損失

資金生成単位の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって、当該単位内ののれん以外の資産に対して配分することになっているが、本設例では減損損失を認識した資金生成単位 B にのみに配分され、減損損失額は 50 となった。

計算例の結果より、のれんの減損認識の判定において重要なポイントとなるのは、やはりのれんを配分する資金生成単位の設定である事が明らかとなった。計算例ではのれんを配分する資金生成単位が上記の用に設定されていたため減損損失を計上するに至ったが、もし、資金生成単位 A と B を一つのグループとした場合には、回収可能価額が 750 となり、のれんの減損を認識しない結果となってしまふ。また、回収可能価額の計算方法も重要なポイントとなってくる。回収可能価額の計算方法について、IAS36 では次のように規定されている。

・回収可能価額の測定

IAS36 は回収可能額を資産の処分費用控除後の公正価値及び使用価値のいずれか高い金額と定義している (IAS36 para18)。ここでいう公正価値⁸⁾とは、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払う価格であり、使用価値とは資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値のことである (IAS36 para6)。

上記のうち、公正価値については、市場が活発でその相場価格を測定できる場合を想定しており、その対象となる資金生成単位は売却や処分が確定した場合に限られる。よって、ほとんどのケースでは使用価値が用いられると考えられる。使用価値の計算方法については次のように規定されている。

・使用価値の計算方法

資産の使用価値の算定には、次の要素を反映させなければならない。

- (a) 企業が資産から得られる者と期待する将来キャッシュ・フローの見積り

- (b) 将来キャッシュ・フローの金額または時期について起こりうる変動についての期待
- (c) 貨幣の時間価値（現在の市場におけるリスクフリー・レート）
- (d) 資産固有の不確実性の負担に対する価格
- (e) 企業が資産から得られると期待する将来キャッシュ・フローの価格付けに際して、市場参加者が反映させるであろうその他の要因

将来キャッシュ・フローについては、経営者が承認した直近の財務予算・予測を基礎とするが、一般的に5年より長期のものは入手できない。よって、それを超える年数については、後続の年度の成長率を用いて見積られる。この成長率は一定又は遞減的であり、正当化できる場合を除き、当該製品、産業又は企業が活動している国のまたは資産が使用される市場の長期平均成長率を超えてはならない（IAS36 para33,35,36）。よって、5年以内の将来キャッシュ・フローについては、直近の財務予算・予測を基礎として求め、それ以上の長期にわたる耐用年数が存在する場合には、上記の成長率を適用した将来キャッシュ・フローを求め、これらについて適切な割引率を適用した現在価値を計算する。割引率については次のように規定されている。

割引率は、次のものに関する現在の市場評価を反映した税引前の利率でなければならない。

- (a) 貨幣の時間価値（リスクフリーレート）
- (b) 当該資産の固有のリスクのうち、それについて将来キャッシュ・フローの見積もりを調整していないもの。

以上の回収可能価額の計算に関する規定から、減損損失の認識・測定に影響を与えるポイントは、将来キャッシュ・フローの見積り、割引率の設定にあると考えられる。将来キャッシュ・フローについては経営者が認めた直近の財務予算・予測を用い、割引率には加重平均資本コストが用いられることからそれぞれの判断や計算に多くの主観的な判断が入らざるを得ない。本稿では、主観性や恣意性が減損の認識に影響を与えうるポイントを中心に、実際に公表される減損情報の開示データを検証していく。

3. のれん減損処理に関する開示情報の検証

前節では、のれんの減損会計に関するIAS36の規定について計算例を用いて説明し、そこからのれんの減損の判定・認識のポイントとして、のれんを配分する資金生成単位の設定、使用価値の計算に用いられる将来キャッシュ・フローの見積り、割引率の計算をあげた。これらの設定や計算には企業固有の事情や仮定が多分に含まれるため、企業の判断に委ねられる部分が多い。本稿では、IFRSを適用する日本企業を対象とし、公表されたのれんに関する報告が基準を遵守しているかを調査することにした。調査方法はCarlin et al. (2007)⁹⁾を参考にし、以下の実態を調査する。

- ① のれんが配分される資金生成単位の規模

- ② のれんの資金生成単位への配分額の開示の透明性
- ③ 回収可能価額の計算方法（売却費用控除後の公正価値または使用価値）
- ④ 使用価値とした場合の割引率と成長率の開示

a. データと調査方法

上記の項目を調査するために、次の方法でデータを収集した。まず、2013年4月1日から2014年3月末までに決算を迎えたIFRSを適用する東証一部上場企業22社を認識した¹⁰⁾。IAS36では、企業結合によりのれんを計上した全ての企業が每期減損テストを実施することになっているので、この22社が調査対象となる。調査企業の各項目の分析を効率よくするために、サンプル企業を5つのグループに分類した。サンプル企業の資産総額は9,702百億円であり、そのうちのれんの額が57百億円であった。表2に業種別¹¹⁾の総資産額とのれんの額を示している。

表2. IFRS適用企業で計上されるのれんの規模

業種	総資産額 (百万円)	のれんの額 (百万円)	のれん/ 総資産比率(%)
製造業 (n=9)	19,065,392	3,018,987	15.83
運輸・情報通信業 (n=2)	17,103,848	1,578,107	9.23
商業 (n=7)	53,641,278	761,372	1.42
金融保険業 (n=2)	3,804,735	172,233	4.53
サービス業 (n=2)	3,407,133	184,956	5.43
合計 (n=22)	97,022,386	5,715,655	5.89

出所：eolデータベースをもとに筆者作成

① のれんが配分される資金生成単位（単位グループ）の規模

のれんが配分される資金生成単位の設定がのれんの減損の認識に大きな影響を与える可能性を考慮して設定した項目である。前述の計算例からも分かるように、収益性の低い事業と高い事業とを一つにすることで減損の認識を回避できてしまう。よって、報告企業により設定される資金生成単位の集合体のレベルを確認する必要がある。IAS36では、そのレベルは経営管理目的でのれんが観察される最小単位をいい、それが不適切な集合体とならないために、事業セグメントより大規模になってはならないと規定している。報告された事業セグメントと資金生成単位の数を表3で示す。

表 3. 報告セグメントと資金生成単位 (CGU) 数の比較

業 種	CGUの数> セグメント数 (社)	CGUの数= セグメント数 (社)	CGUの数< セグメント数 (社)	N/A (社)
製造業 (n=9)	4	4	1	—
運輸・情報通信業 (n=2)	1	1	—	—
商 業 (n=7)	2	—	3	2
金融保険業 (n=2)	1	1	—	—
サービス業 (n=2)	1	—	—	1
合 計 (n=22)	9	6	4	3

出所：eol データベースをもとに筆者作成

表 3 から、資金生成単位の数が事業セグメントを超える又は同数の企業が 15 社、資金生成単位の数がセグメント数を下回る企業が 4 社、事業セグメント数又は資金生成単位数を把握できなかった企業が 3 社である。資金生成単位の規模は事業セグメントの規模を超えないことになっているが、4 社がその基準を遵守していないと判断できる。4 社の内 3 社が商業に分類された企業であり、そのうち 1 社は事業セグメントが 4 つであるにもかかわらず、資金生成単位を 1 つに設定していた。表 3 で示したデータは、不適切な資金生成単位の設定が現実に存在することを示し、この部分で経営実務が会計基準で求められる報告との乖離が存在する。

② のれんの資金生成単位 (単位グループ) への配分額の開示の透明性

資金生成単位に配分されるのれんの開示の質を調査する項目である。IAS36 では資金生成単位に配分されるのれんの帳簿価額を開示することとなっている (IAS36 para134)。連結貸借対照表に計上されるのれんの総額と資金生成単位に配分されたのれんの合計額を比較することにより評価する。その金額が一致しない場合、開示の質は一致する企業よりも低いと判断する。調査結果を表 4 で示す。

表 4. 連結貸借対照表上ののれん額と資金生成単位への配分額

業 種	完全一致 (社)	一致しない (社)	N/A (社)
製造業 (n=9)	7	2	—
運輸・情報通信業 (n=2)	2	—	—
商 業 (n=7)	3	2	2
金融保険業 (n=2)	1	—	1
サービス業 (n=2)	2	—	—
合 計 (n=22)	15	4	3

出所：eol データベースをもとに筆者作成

完全に一致した企業は15社で、開示規定を完全に遵守していると判断できる。一致しなかったのは4社で、重要でない金額を除外して資金生成単位にのれんを配分している。IAS36では資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額が、企業全体ののれんの帳簿価額に比し重要性がない場合はその分の開示は強制されていないため、これらの企業は開示規定に対して遵守していると判断できそうであるが、一致しなかった企業のうち3社において、排除された金額が貸借対照表に計上された金額の約半分を占めており、事業セグメントおよび資金生成単位の数も多くないため、重要でないという説明の妥当性に疑問がある。あとの3社は、資金生成単位とのれんの額の関連性が有価証券報告書のどの部分からも確認できなかったため、開示規定を遵守していないと判断した。

③ 回収可能価額の計算方法（売却費用控除後の公正価値または使用価値）

のれん減損テストに関する開示規定は資金生成単位の設定意外にも存在する。資金生成単位の回収可能価額の計算方法の選択に関する情報（IAS36.para134）も開示規定に含まれ、減損が発生していなくても要求される。

表5は回収可能価額を決定する二つの方法の使用頻度を示している。それらの方法とは使用価値と売却費用控除後の公正価値である。

表5. 回収可能価額の算定方法

業種	使用価値 (社)	公正価値 (社)	使用価値と公正 価値を併用(社)	N/A (社)
製造業 (n=9)	8	—	1	—
運輸・情報通信業 (n=2)	1	—	1	—
商業 (n=7)	6	—	—	1
金融保険業 (n=2)	2	—	—	—
サービス業 (n=2)	—	—	2	—
合計 (n=22)	17	0	4	1

出所：eol データベースをもとに筆者作成

22社のうち、17社が使用価値を用い、4社が使用価値と売却費用控除後の公正価値を併用した。資金生成単位の回収可能価額の計算方法に関する情報を確認することができない企業が1社あり、この企業に関しては開示規定を遵守していないと判断できる。

④ 使用価値を用いた場合の割引率と成長率の開示

ほぼ全ての企業について回収可能価額の計算に使用価値を用いていることが明らかになった。

使用価値を用いた場合には次の事項を開示しなければならない（IAS36.paral34）。

- ・直近の予算／予測によって対象とされた期間のキャッシュ・フローの予測について、経営者が基礎とした主要な仮定。
- ・各々の仮定に割り当てた値を算定した経営者の手法。
- ・経営者が承認した財務上の予算・予測に基づきキャッシュ・フローの予測を行った期間。その期間が5年よりも長い場合、そのような期間の正当性。
- ・5年を超えた場合のキャッシュ・フロー予測を推定するために用いた成長率とその正当性。
- ・キャッシュ・フロー予測に適用した割引率。

使用価値は将来キャッシュ・フローを現在価値に計算したものであり、割引率、成長率の設定が鍵となってくる。よって、これらの要素に関する開示の質が、使用価値計算の頑健性の評価に役立つ可能性がある。よって、割引率と成長率に関する開示についても調査を行う。

評価を行うために、割引率と成長率の開示について遵守の程度を区分する必要がある。それらの開示について、「それぞれの資金生成単位に複数の比率を開示している」「単一の比率を開示している」「○から○までと範囲で比率を開示している」「開示していない」の四つに区分した。

i 割引率の開示

割引率は税引前¹²⁾のもので、資金生成単位固有の事業リスクを示すものとして求められる。割引率は、企業全体の財務構造を反映するのではなく、資金生成単位ごとに異なる事業リスクを示すことが要求されている。表6で割引率の開示状況を示す。

表 6. 割引率の開示状況

業 種	複数の割引率を設定 (社)	単一の割引率を設定 (社)	範囲で設定 (社)	N/A (社)	割引率 最小値	割引率 最大値
製造業 (n=9)	2	2	5	—	4.7%	13.2%
運輸・情報通信業 (n=2)	—	1	1	—	6.8%	23.6%
商 業 (n=6)	2	1	1	2	5.0%	12.0%
金融保険業 (n=2)	1	—	1	—	10.0%	26.3%
サービス業 (n=2)	2	—	—	—	6.0%	32.3%
合 計 (n=21)	7	4	8	2		

出所：eol データベースをもとに筆者作成

表6の企業のうち、資金生成単位ごとに複数の割引率を開示した企業が7社であり、これらの企業は開示規定を遵守していたと判断する。しかし、そのうち1社は一部の資金生成単位の割引率を開示していなかった。またこれらの企業は、資金生成単位ごとに減損テストに用いられた割

引キャッシュ・フローの割引率の詳細を提供しており、資金生成単位のリスクの性質に応じて様々な割引率が用いられる。単一の割引率を開示した企業は4社であり、資金生成単位ごとの割引率については観察できなかった。よって、複数の割引率を開示した企業より開示の質は低いと判断した。○から○までと範囲で割引率を開示した企業は8社であり、資金生成単位間の割引率の変動幅を示すものであり、特定不能である。これは開示規定を満たしている実務なのか疑問であり、単一の割引率を設定する企業と同様、開示の質は低いと判断する。残りの2社は割引率に関する情報が入手できなかった。よってこれらの企業は開示規定を遵守していないと判断する。割引率が各資金生成単位の固有の事業リスクを示していることを所与とすると、約半数以上の企業が規定を遵守していない、又は割引率を特定できなかったという点で、規定が要求する開示の質と乖離している。

ii 成長率の開示

割引率と同様の区分で成長率の開示についても調査を行った。その結果を表7で示している。成長率については将来キャッシュ・フローの予測期間が5年を超える場合には、成長率とその正当性の開示が要求されているため、成長率の開示状況と合わせて予測期間を表7に示している。

表7. 成長率の開示状況

業種	平均 予測期間 (年)	複数の成長 率を設定 (社)	単一の成長 率を設定 (社)	範囲で設定 (社)	N/A (社)	成長率 最小値	成長率 最大値
製造業 (n=9)	4.0	2	1	2	4	1.0%	4.4%
運輸・情報通信業 (n=2)	5.0	—	2	—	—	0.0%	1.0%
商業 (n=6)	5.3	1	—	—	5	4.0%	19.0%
金融保険業 (n=2)	5.0	1	—	1	—	1.0%	5.0%
サービス業 (n=2)	4.5	1	—	1	—	▲0.5%	5.5%
合計 (n=21)	4.7	5	3	4	9		

出所：eol データベースをもとに筆者作成

表7のうち、資金生成単位ごとに複数の成長率を開示した企業が5社であった。これらの企業は成長率の正当性についても開示しており、成長率に関する開示を充分に行っていると判断する。単一の成長率、または○から○までと範囲で開示した企業は7社であり、資金生成単位ごとの成長率については特定できなかった。よって、複数の成長率を開示した企業より開示の質は低いが、商業以外で予測期間を5年を超える企業は存在しなかったため、規定に違反しているわけではない。残りの9社は割引率に関する情報が入手できなかった。よってこれらの企業のうち、1社が5年を超える予測期間を設定しており、開示規定を遵守していないと判断する。成長率の非開示企業

のうち2社はこれまでに説明した資金生成単位の数、回収可能価額の算定方法、割引率の開示も全て行っていないため、のれんの減損情報の開示をほぼ行っていないことになる。

以上のように、日本のIFRS適用企業を対象としてのれんの減損情報の開示状況を調査したが、全ての項目について規定を遵守していると判断できる企業は全体の半数以上であった。残りの半分のうち、ほとんどの企業は完全とはいえないまでも、何らかの情報は必要に応じて開示されていたが、ごく少数の企業では、必要な情報がほぼ全く開示されていなかった。ちなみにこれらの企業はのれんの減損損失を計上していた。また、のれんの減損認識の判断に一番影響を与えそうな資金生成単位の規模について、事業セグメントを超える企業が存在し、これらの企業全てにおいて、減損損失が計上されていなかった。より詳細な調査が必要ではあるが、この結果を見る限り、これら企業に対してのれん減損回避の疑いが生じる。

Ⅲ. 日本基準における「のれん」減損

1. のれん減損処理に係る規定

のれんの減損処理に関する取り扱いについては「固定資産の減損に係る会計基準¹³⁾」(以下、減損会計基準)において次のように規定されている。

・のれんの取扱い(減損会計基準二8)

- ① のれんを認識した取引において取得された事業の単位が複数である場合には、のれんの帳簿価額を合理的な基準に基づき分割する。
- ② 分割されたのれんを含む、より大きな単位に減損の兆候がある場合、減損損失の認識の判定及び測定は、原則として、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行う¹⁴⁾。
- ③ のれんを含む、より大きな単位について減損損失を認識するかどうかを判定するに際しては、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較する。この場合に、のれんを加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則として、のれんに配分する。
- ④ のれんの帳簿価額を当該のれんが帰属する事業に関連する資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分したうえで減損損失を認識するかどうかを判定することができる。この場合に、各資産グループについて認識された減損損失は、のれんに優先的に配分し、残額は、帳簿価額に基づく比例配分の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分する。

①について、複数の事業が取得されたケースが想定されており、この場合に複数の事業を一括して減損処理の対象とすることは適切ではないため、事業の単位に応じてその帳簿価額を分割す

る必要があるとしている¹⁵⁾。

のれんの帳簿価額の分割についての単位は、取得の対価が概ね独立して決定され、かつ、取得後も管理会計上独立した業績報告が行われる単位とされている（減損会計基準 注解 9）。次に分割の方法としては、のれんが認識された取引において取得された事業の取得時における時価の比率に基づいて行う方法その他合理的な方法によることとしている（減損会計基準 注解 10）。この分割方法には、取得された事業の取得時における時価と当該事業の純資産（資産総額と負債総額の差額）の時価との差額の比率に基づいて行う方法等が含まれるが、この差額は取得された事業ごとののれんの金額にあたる。つまり、事業ごとののれんの数値の大きさに基づいてのれんの帳簿価額の分割を行う方法であるといえる。②はのれんを配分する資産グループの単位についての規定であるが、これについて、資産グループはどんなに大きくても、事業の種類別セグメント情報における開示対象セグメントよりも大きくなることはない（減損会計基準適用指針¹⁶⁾、以下適用指針 第73項）としている。②で示されている、より大きな単位でグルーピングを行う場合、次の手順で減損の認識、減損損失の測定を行う。

- i. ある事業に配分されたのれんについて、減損の兆候¹⁷⁾を確認した場合、のれんを含まない各資産グループにおいて、減損の認識の判定と減損損失の測定を行う。ある資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較して割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、その資産グループの減損損失を認識し、下回った額をその資産グループの減損損失として測定する。
- ii. 上記 i で資産グループに減損損失を認識した場合、のれんを含むより大きな単位で、割引前将来キャッシュ・フローの総額と各資産グループで認識された減損損失控除前の帳簿価額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、より大きな単位において減損損失を認識することになる。
- iii. より大きな単位の減損損失は、より大きな単位の帳簿価額と回収可能価額の差額で計算され、そこから、i で計算したのれんを含まない資産グループの減損損失を控除した額がのれんの減損損失となる。上記の通り、原則としてのれんを加えることによって算定される減損損失の増加額はのれんに配分するが、減損損失の額がのれんの帳簿価額を超過する場合には、その超過額を回収可能額まで他の資産グループに配分することになる（減損会計基準注解 11）。

以上の手続きをまとめると図2のようになる。

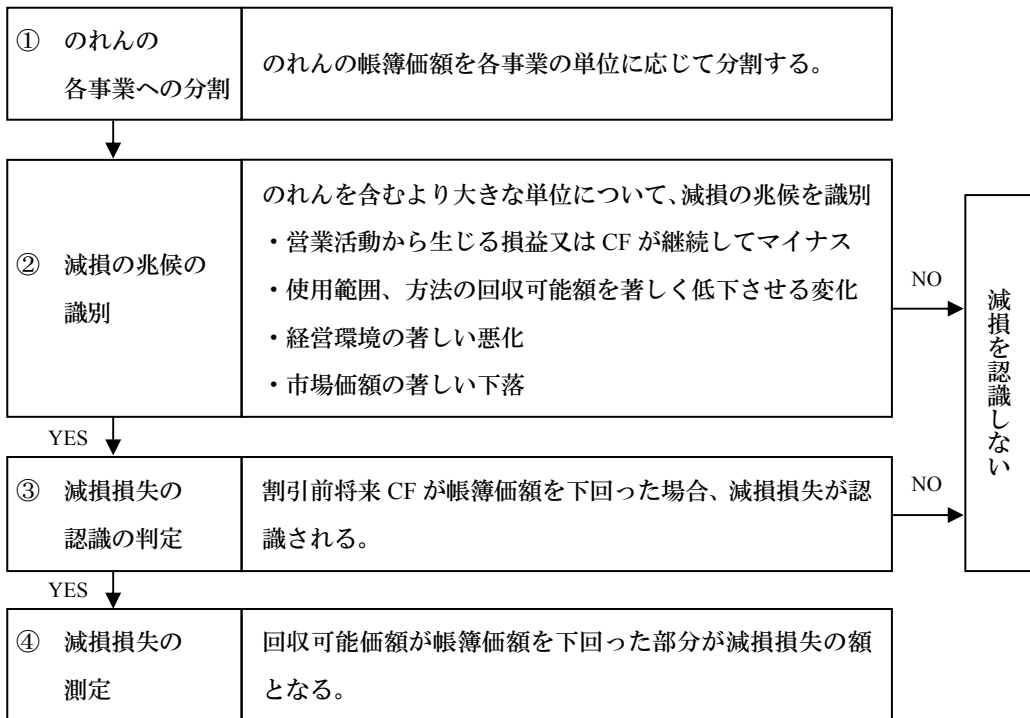


図 2. 日本基準におけるのれんの減損プロセス（筆者作成）

2. 日本基準に基づくのれんの減損処理（計算例）

設例 2：企業結合により事業 I と事業 II が取得され、のれん（帳簿価額 160）が認識されている。のれんが認識された時点の事業 I と事業 II の時価は、750 と 1,250 であった。事業 I と事業 II は経営管理上独立した業績報告が行われている。

事業 I には関連する資産グループ A と資産グループ B があり、それぞれの帳簿価額は 400 と 300 である。資産グループ A と B のそれぞれの割引前将来キャッシュ・フローは 380 と 330 であった。事業 I に属するのれんを含む、より大きな単位での割引前将来キャッシュ・フローは 710 である。また、資産グループ A と B のそれぞれの回収可能価額は 240 と 150 である。事業 I に属するのれんを含む、より大きな単位での回収可能価額は 560 であった。

第 1 段階：のれんの帳簿価額の分割

のれんの帳簿価額をのれんが認識された時点の事業 I と事業 II の時価の比率で分割すると、事業 I が 60、事業 II が 100 であった。事業 I に配分されたのれんに減損の兆候があった。

第 2 段階：各資産グループにおける減損損失の判定

資産グループ A の割引前将来キャッシュ・フロー 380 は帳簿価額 400 を下回るため、減損損失を認識すべきと判定される。よって、資産グループ A の帳簿価額 400 を回収可能価額 300 までに減額し、減損損失 100 を計上する。資産グループ B の割引前将来キャッシュ・フローは帳簿価額

を上回るため、資産グループ B については減損損失を認識しないと判断する。

表 8. 減損判定（第 2 段階）

	資産グループ A	資産グループ B
(1) 帳簿価額	400	300
(2) 割引前将来キャッシュ・フロー	380	330
(3) 減損損失の認識	する	しない
(4) 回収可能価額	300	290
(5) 減損損失	100	—
(6) 第 2 段階後の帳簿価額	300	300

出所：筆者作成

第 3 段階：のれんを含むより大きな単位での減損損失の判定及び測定

のれんを含むより大きな単位の割引前将来キャッシュ・フローの総額 710 が、各資産グループで認識された減損損失控除前の帳簿価額 760 を下回っているため、減損損失を認識すべきであると判定され、回収可能価額の 600 まで減額する。この際、減損損失の 160 のうち、資産グループ A に係る減損損失 100 を控除した減損損失の増加額 60 はのれんに配分する。

表 9. 減損損失の測定（第 3 段階）

	資産グループ A	資産グループ B	事業 I ののれん	のれんを含むより大きな単位の合計
(1) 帳簿価額	400	300	60	760
(2) 割引前将来キャッシュ・フロー	—	—	—	710
(3) 減損損失の認識	—	—	—	する
(4) 回収可能価額	—	—	—	600
(5) 減損損失測定額	—	—	—	▲160
(6) 資産グループに配分される減損損失	▲100	—	—	—
(7) のれんに係る減損損失	—	—	▲60	—
(8) 減損処理後の帳簿価額	300	300	0	600

出所：筆者作成

上記の計算例から、日本基準でも、のれんを配分する資産グループの設定が減損の判定を左右しそうであるが、それに加え、将来キャッシュ・フローの見積もりや回収可能価額の計算方法も重要なポイントとなってくる。割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、減損会計基準では次のように規定されている。減損損失の認識（減損会計基準二 2）

- ① 減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。
- ② 減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とする。

①について、将来割引前キャッシュ・フローは企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測にもとづいて計算される。見積り方法には、生起する可能性の最も高い単一の金額（最頻値）とする方法と、生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額（期待値）とする方法がある。生起しうるキャッシュ・フローについては、中長期計画の前提数値に必要に応じて修正を加えて見積もるか、中長期計画がない場合には、過去の一定期間のキャッシュ・フローの平均値に一定又は遞減する成長率を乗じるなどの方法で見積もる。

②について、のれんの将来キャッシュ・フローを見積る期間は、原則として、のれんの残存償却年数と20年のいずれか短い方とする（適用指針第37項（4））。見積り方法として、最頻値で計算する方法と、期待値で計算する方法があるが、2つの方法による計算結果が異なる場合、どちらか高い方が採用される事が予想される¹⁸⁾。また、回収可能価額の算定については次のように規定されている。

- ・減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。（減損会計基準二3）
- ・ここで、回収可能価額は資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を用いる。正味売却価額とは資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいい、使用価値とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう（減損会計基準注解1）。

次節で説明するが、ほとんどの場合、回収可能価額に使用価値が用いられる。使用価値の算定に際して用いられる割引率は貨幣の時間価値を反映した税引前の利率とし、計算方法には、①資産又は資産グループの固有のリスクを反映した収益率を用いる場合、②企業に要求される資本コストを用いる場合、③資産又は資産グループに類似した資産又は資産グループ固有のリスクを反映した収益率を用いる方法がある。これらの方法のうち、①と③について、企業によって算定される収益率は、企業に固有の事情を反映して見積られるが、合理的で説明可能な仮定及び予測に基づく必要がある。実務上、このような要請に応えることが容易ではない場合も考えられるが、収益性を極大化する企業行動を踏まえれば、通常、当該企業に要求される資本コストと大きく相

違することは少なく、また、市場平均と考えられる合理的な収益率を下回ることはないとし（適用指針第 126 項）、算定過程に主観が入ってもその影響は小さいと考えられている。

以上の規定から、減損損失の認識・測定に影響を与えるポイントは、まずのれんを配分する資産グループの設定方法であり、準じて将来キャッシュ・フローの見積り、割引率の設定にあると考える。よって、日本基準適用企業についても、以上のポイントを中心に、実際に公表される減損情報の開示データから開示状況を確認していく。

3. のれん減損処理に関する開示情報の検証

前節では、のれんの減損会計に関する日本基準の規定について計算例を用いて説明し、そこからのれんの減損の認識判定のポイントとして、のれん含む大きな単位の設定、使用価値の計算に用いられる将来キャッシュ・フローの見積り、割引率の計算をあげた。日本基準を適用する東証一部上場企業を対象とし、公表されたのれんに関する報告が規定を遵守しているかを調査することにした。

日本基準で要求され開示内容が異なるため調査方法を次のように設定した。

- ① のれんを含むより大きな単位の規模と設定方法
- ② 回収可能価額の計算方法（正味売却価額または使用価値）
- ③ 使用価値とした場合の割引率の開示

a. データと調査方法

上記の項目について調査するために、次の方法でデータを収集した。まず、2013年4月1日から2014年3月末までに決算を迎えた日本基準を適用する東証一部上場企業のうち、のれんの減損情報を開示する72社を対象とし、有価証券報告書より各種データを収集した¹⁹⁾。調査企業の各項目の分析を効率よくするために、サンプル企業を5つのグループに分類した。サンプル企業の資産総額は3,350百億円であり、そのうちのれんの額が24百億円であった。表10に業種別の総資産額とのれんの額を示している。

表 10. 日本基準適用企業で計上されるのれんの金額規模

業 種	総資産額 (百万円)	のれんの額 (百万円)	のれん/ 総資産比率(%)
製造業 (n=38)	29,222,074	1,220,736	4.18
運輸・情報通信業 (n=7)	1,756,669	47,603	2.71
商 業 (n=14)	6,053,749	268,658	4.44
金融保険業 (n=3)	296,560,809	812,276	0.27
サービス業 (n=10)	1,438,435	105,015	7.30
合 計 (n=72)	335,031,736	2,454,288	0.73

出所：eol データベースをもとに筆者作成

日本基準適用企業の場合、のれんの減損情報を開示するのは減損損失を計上した場合であること、資金調達や企業取得の規模に差があるため、IFRS 適用企業よりものれんの金額規模、のれんの対総資産比率共に小さい。

① のれんを含むより大きな単位の規模と設定方法

日本基準において減損を認識した資産グループについて、グルーピングの方法を注記することを定めている（減損会計基準四）。また、減損会計に係る適用指針では注記事項について、損益計算書（特別損失）に係る注記事項として、その用途、種類、場所などの概要を注記する（適用指針第 58 項）としている。資産グループの規模については、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位（減損会計基準二 6(1)）としているが、適用指針では上述の通り、開示の対象となるセグメント（報告セグメント）より大きくなることは想定していない。報告セグメントの情報は事業セグメントの情報を集約基準、量的基準に従って集約・結合していることから、一般的には報告セグメントの規模が事業セグメントを上回ると考えられる。また、管理会計上の区分であるが、管理会計上の区分は、事業別、製品別、地域別などの区分を基礎にして行われていると考えられるが、継続的に収支の把握がなされている単位は、予算や業績評価の単位より小さい場合もある（適用指針第 70 項（1））とし、一般的に事業グループの規模を上回ることはいないと考える。表 11 はグルーピングの基礎となる単位を業種別に分類しており、項目は規模が大きいと考えた順で左から並べている。

表 11. 資産グループの基礎となる単位²⁰⁾

業 種	報告セグメント	事業セグメント	管理会計上の区分	子会社	店舗・事業所・製品別	N/A (社)
製造業 (n=38)	4	11	9	8	5	1
運輸・情報通信業 (n=7)	1	1	2	3	—	—
商 業 (n=14)	—	1	4	1	8	—
金融保険業 (n=3)	—	—	1	2	—	—
サービス業 (n=10)	—	1	6	1	1	1
合 計 (n=72)	5	14	22	18	13	2

出所：eol データベースをもとに筆者作成

規定の遵守という観点からは、情報が入手できなかった企業を除く全ての企業が遵守していることとなる。しかし、開示の質という観点からは表 11 で示されるように、サンプル企業間で違いが存在する。減損がどの事業、場所で発生しているかが明らかであるほど情報の質は高いはずであり、業種特性にもよるが、適切な範囲でより細かい単位のグルーピングを行う企業の開示の質

が高いと判断できる。ちなみに、報告セグメントをグルーピングの基礎とする5社のうち、2社は事業セグメントの数と報告セグメントの数が一致している。次の表12では、注記が求められている事項について業種別に分類している。

表12. 注記事項の内容

業種	(1) 用途			
	事業の名称 (社)	事業用資産 (社)	その他 (社)	N/A (社)
製造業 (n=38)	6	8	14	10
運輸・情報通信業 (n=7)	3	—	—	4
商業 (n=14)	7	1	4	2
金融保険業 (n=3)	1	—	1	1
サービス業 (n=10)	6	—	2	2
合計 (n=72)	23	9	21	19
業種	(2) 場所			
	会社・事業所名 及び国、県名	会社・事業所名	国、県名	N/A (社)
製造業 (n=38)	4	3	21	10
運輸・情報通信業 (n=7)	2	3	1	1
商業 (n=14)	2	1	8	3
金融保険業 (n=3)	—	2	1	—
サービス業 (n=10)	4	2	4	—
合計 (n=72)	12	11	35	14
業種	(3) 経緯(当初予想した収益が見込めなくなった理由)			
	収益性の低下	事業の廃止・売却	事業環境の悪化	N/A又はその他
製造業 (n=38)	29	2	3	4
運輸・情報通信業 (n=7)	4	—	—	3
商業 (n=14)	11	—	1	2
金融保険業 (n=3)	1	—	2	—
サービス業 (n=10)	7	2	—	1
合計 (n=72)	52	4	6	10

出所：eol データベースをもとに筆者作成

まず、用途についてであるが、事業の名称を明らかにした企業が23社で、これらの企業は規定を完全に遵守していると判断できる。次に事業用資産としていた企業は9社で、これらの企業は基準を遵守しているが最初の区分よりは質が低いものとなる。その他は、他の名称で分類をしているという意味ではなく、「その他」とそのまま記載されていたため、結局のところ、記載が無かった19社と開示の質は同等に低いと判断できる。次に、場所についてであるが、どこまで記載すべきという規定がないので、記載の無い14社以外は規定を遵守していると判断する。しかし、事業所名と住所が併記されている企業が12社の開示の質が一番高いのは明らかである。最後に経緯についてであるが、これも同じくどこまで記載すべきという規定がないため、記載が無かった又は

その他のうち、記載が無かった6社以外は規定を遵守していると判断できる。開示の質について、経緯の内容は用途と場所が明らかであるほど透明性が増してくるため、単独で優劣を付けることはできなかった。

② 回収可能価額の計算方法（正味売却価額または使用価値）

回収可能価額の計算方法については、その算定方法を注記することを定めている（減損会計基準四）。また、減損会計に係る適用指針において、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率を注記すること（適用指針第58項）としている。

表 13. 回収可能価額の算定方法²¹⁾

業種	使用価値 (社)	正味売却価額 (社)	公正価値 (社)	使用価値と正味 売却価額を併用 (社)	N/A (社)
製造業 (n=38)	19	—	1	6	12
運輸・情報通信業 (n=7)	3	—	—	—	4
商業 (n=14)	6	4	—	2	2
金融保険業 (n=3)	1	—	—	—	2
サービス業 (n=10)	2	2	1	—	5
合計 (n=72)	31	6	2	8	25

出所：eol データベースをもとに筆者作成

72社のうち、31社が使用価値を用い、8社が使用価値と正味売却価額を併用した。回収可能価額の算定方法が入手できなかった企業が25社であったが、これらの企業のうち、16社が今後収益の獲得が認められないとして、のれんの帳簿価額を全額減損処理しており、残りの9社が情報を入手できなかった。よって、もちろん9社が規定を遵守していないことになるが、それ以外の16社も開示の質という点で不十分であると考えられる。なぜなら使用価値を採用したうえで回収可能価額を0とし、帳簿価額を全額減損したと開示する企業が存在するためである。

③ 使用価値とした場合の割引率の開示

上記規定により、使用価値を用いた場合にはその旨と割引率を注記することが定められている。表14では先のIFRS適用企業に対して行った区分を用い、割引率の開示状況を業種に分類している。

表 14. 割引率の開示状況

業種	複数の割引率を設定 (社)	単一の割引率を設定 (社)	範囲で設定 (社)	N/A (社)	割引率 最小値	割引率 最大値
製造業 (n=25)	1	13	2	9	4.7%	15.0%
運輸・情報通信業 (n=3)	—	2	—	1	3.0%	13.0%
商業 (n=8)	—	6	1	1	4.2%	6.6%
金融保険業 (n=1)	—	1	—	—	9.3%	9.3%
サービス業 (n=2)	—	—	—	2	—	—
合計 (n=39)	1	22	3	13		

出所：eol データベースをもとに筆者作成

各資産グループに複数の割引率を開示した1社が、規定を完全に遵守していると判断できる。単一の割引率を設定した企業22社のうち、資産グループが単一の企業は存在しなかったため、これらの企業の開示の質は先の1社よりも低いと判断する。また、範囲で開示した企業は割引率を資産グループごとに特定できないという理由で開示の質は同等に低いと判断する。情報を入力できなかった企業は規定を遵守していないと判断する。この結果は、1社以外全ての企業で資産グループ固有のリスクを開示していないということになり、基準が要求する開示を遵守していない、又は開示の質が要求を満たしていない点で、実務との乖離が明らかとなった。

日本基準適用企業を対象としてののれんの減損情報の開示状況を調査したが、全ての項目について規定を遵守していると判断できる企業はごく少数であった。開示すべき項目によっては、3割近くの企業が調査した項目について開示を行っていないものもある。のれんの帳簿価額を全額減損した企業が未だに多く存在することも踏まえると、規定を遵守していない、又は規定の要求するレベルに達していない企業においては、のれんの資産性が疑わしい場合、減損テストを厳密に課してまで資産計上し続ける意義が存在しないのではないかと考える。以上の結果、日本基準適用企業においては、のれんの減損処理は不完全な形でしか定着していない事が明らかになった。

IV. おわりに

本稿は日本企業をIFRS適用企業と日本基準適用企業に分け、各基準に基づくのれんの減損処理に係る規定を整理した。その結果、両基準共にのれんを配分する資産グループ(資金生成単位)の設定方法、回収可能価額の計算方法が減損判定と減損損失額に影響を与えるポイントである事が明らかとなった。それらのポイントに関連する規定を企業がどのように適用しているのかについて、公表されるデータを用いて調査を行った。

IFRS適用企業の調査結果として重要な部分の一つ目は、資金生成単位の設定方法についてであった。ほぼ全ての企業において資金生成単位の規模が事業セグメントの規模を上回らないとい

う規定を遵守していたが、規定を遵守していない企業が4社存在し、いずれの企業ものれんの減損損失を計上していなかった。これは資金単位を意図的に大きく設定し、減損損失計上を回避した可能性を示している。二つめは、のれんの減損損失を計上していたとはいえ、注記において開示すべき情報をほとんど開示していない企業が存在したことである。これでは減損損失の額の妥当性を判断することが不可能である。

日本基準適用企業の調査の結果としては、2005年に「固定資産の減損に係る会計基準」でのれんの減損規定が適用され10年経過しているが、日本基準が原則として規則的償却を実施していること、開示規定自体が開示内容に具体的に踏み込んでいないという事情もあり、のれんの減損処理に関する開示の質はIFRS適用企業に劣るものとなった。これについて、日本基準適用企業は、資産グループの名称や住所、減損の原因が特定できるほど詳細な情報を開示している企業から、項目を埋めるだけで情報になっていない、または全く開示していない企業まで開示情報の質に大きなバラツキがあり、現状ではのれんの減損処理が不完全な形でしか定着していないことが明らかとなった。

日本基準適用企業では、のれんの減損情報の開示は減損損失を計上した企業に限られるため、のれんの減損回避行動について今回の調査方法では発見が不可能であった。よって、今後はのれんを計上し、なおかつ減損損失を計上しなかった企業を対象とした調査を行うなど別のアプローチからこの点について検証を行っていききたい。

本稿は、日本学術振興会科学研究助成金（若手研究（B）：課題番号25780301）による研究成果の一部である。

引用文献・注

- 1) International Accounting Standards Board, International Financial Reporting Standard 3, *Business Combinations* (2008).
- 2) 企業会計審議会ディスカッション・ペーパー『のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示』(2009).
- 3) 内閣府「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2012).
- 4) International Accounting Standards Board, International Accounting Standard 36, *Impairment of Assets* (2010).
- 5) International Accounting Standards Board, International Financial Reporting Standard 8, *Operating Segments* (2009).
- 6) 事業セグメントとは、企業の構成単位のうち次の全てに該当するものをいう。
 - (a) 事業活動に従事し、その活動から収益を稼得、費用を負担している。
 - (b) 企業の最高経営意思決定者が、当該セグメントへの資源配分に関する意思決定を行い、その業績を評価

- するために、その経営成績について定期的に検討している。
- 7) この設例のように100%取得ではない場合、所有持分の割合に応じて減額を行う。例えば、80%取得であった場合、128減額する。
- 8) IASBが2004年に公表したIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」で「正味売却価額」が「売却費用控除後の公正価値」に置き換えられ、IAS36もそれに従っている。
- 9) T. M. Carlin et al., Goodwill Impairment – An Assessment of Disclosure Quality and Compliance Levels by Large Listed Australian Firms, *MGS Working Paper* (2007-8), 1-26.
- 10) *eol* データベースからIFRS企業を抽出した。
- 11) 証券コード協議会が分類する業種(大分類)に区分している。
- 12) 将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることから、割引率も税引前の数値を用いる必要がある。
- 13) 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」(2002)。
- 14) ただし、のれんの帳簿価額を関連する資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分したうえで、減損損失を認識するかどうかを判定することができる(固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書四2(8)②)
- 15) このような単位が一つしかない場合、のれんの帳簿価額を分割する必要はない。
- 16) 企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(2009)。
- 17) のれんを含むより大きな単位について、減損会計基準に例示されている4つの兆候のいずれかがある場合には、のれんの減損の兆候があると考え(適用指針第17項)。
- 18) しかし、中長期計画の数値を基に予測されるキャッシュ・フローの分布のバラツキは小さいのが一般的であり、見積もり方法によりその金額に大きな差が生じるとは考えにくい。
- 19) *eol* データベースの全文検索で、「のれん」「減損」でキーワード検索しヒットした企業から、のれんの減損情報を開示している企業を抽出した。
- 20) 一つの企業につき複数の基準を用いる場合がある。例えば連結子会社と事業セグメントが別の資産グループとして識別されるケースである。よって、企業数と項目に該当する件数の合計が一致しない。
- 21) 公正価値の2社は、米国子会社ののれんについて米国会計基準で処理されたものである。

参考文献

- Marc Schauten et al., The discount rate for discounted cash flow valuations of intangible assets, *Managerial Finance*, Vol.36, No.9, (2010), 785-798.
- T. M. Carlin et al., Evidence on IFRS goodwill Impairment testing by Australian and New Zealand firms, *Managerial Finance*, Vol.36, No.9, (2010), 785-798.
- 島田奈美:「減損手続きにおける資産のグルーピングについての考察」,『流通科学大学リサーチレター』, No.20,1-16.
- 山下奨:「日本企業の初年度適用とのれんの影響」,『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』, 第17号, 131-172.